

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会について

趣旨

かつて小金井市の野川沿いは、田んぼが広がり国分寺崖線の湧水や森林等により、湿地や植生帯など多様な自然環境が広がっていた。現状では、沿川の市街化や土地利用の変化により自然環境の多様性は大きく損なわれている。

このため東京都は、上記のような状況にある野川第一、第二調節池及びその周辺の野川において、かつての多様な自然環境を再生するとともに環境学習の場として活用することを目的に、自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生協議会」を設置し、河川環境の再生を図る。

この自然協議会では、当該地区の自然再生の全体的な方向性を定める「自然再生全体構想」を作成するとともに、実施者が作成する具体的な事業の実施計画の案について協議を行い、事業の実施及び維持管理に係わる連絡調整を行う。

協議会構成員

都民委員	30名	(公募により決定)	
団体委員	19名	(NPO、市民団体の代表)	
行政委員	7機関	(都及び小金井市)	
学識経験者	2名		合計 58名

これまでの取り組み

○協議会の開催

平成17年3月28日第1回協議会を開催し、以降平成18年12月12日まで計13回の協議会を開催した。

○自然再生全体構想の作成

平成17年11月16日第5回協議会から具体的検討に入り、平成18年9月13日第12回協議会において参加委員全員の合意により作成された。

○自然再生実施計画書の協議

平成18年3月29日第9回協議会から具体的検討に入り、平成18年9月13日第12回協議会において、図表や文章の修正を前提に合意した。実施者が修正したのち、平成18年10月16日作成された。

○維持管理に係わる連絡調整

平成18年12月12日第13回協議会において、維持管理の内容や管理運営団体の立ち上げについて連絡調整を行った。



対象箇所の現況



野川第一調節池

地域の多様な主体が協議会を組織



自然再生の構想づくり

実施計画・モニタリングの検討

維持管理などの役割分担

情報交換



野川第一調節池（東側）



野川第二調節池



野川（小金井新橋下流）

^{がもう} 蒲生干潟自然再生協議会について

蒲生干潟は、仙台市東部の仙台港の南側に位置した二級河川七北田川河川区域内の延長 860m、幅 250m、水面積 13ha の小さな潟湖であり、干潟の面積は約 5 ha である。現在の干潟の姿は、仙台港の整備や河川の改修工事によって人為的に形成されたもの。淡水と海水が混じる汽水域で、鳥類、底生動物、魚類等多様な生物を育む重要な生態系となっている。また、重要な渡り鳥の中継地、繁殖地及び越冬地であり、コクガン（国指定天然記念物、絶滅危惧 類）の越冬地としても貴重である。

干潟周辺地域の開発、レジャー、マリンスポーツ等の人為的な干渉が増加。また、導流堤の老朽化による蒲生干潟の塩分濃度上昇・浅底化や干潟の露出面積の減少などにより、自然環境に影響が出てきており、渡り鳥を頂点とする生態系にとって良好な自然環境への復元と人為影響の回避を図る対策を講ずることが緊要となっている。

平成 14 年度から、自然生態系の保全・再生に向けた計画策定のための調査を実施。

平成 17 年 6 月に自然再生推進法に基づく「蒲生干潟自然再生協議会」を設立。

（シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。）

平成 18 年 9 月には、「蒲生干潟自然再生全体構想」が作成された。

- 第 1 回自然再生協議会（平成 17 年 6 月 19 日）
 - ・ 協議会の設立
 - ・ 協議会の進め方について協議
- 第 2 回～第 5 回自然再生協議会（平成 17 年 8 月 28 日、11 月 20 日、平成 18 年 2 月 12 日、6 月 18 日）
 - ・ 全体構想（案）の協議
- 第 6 回自然再生協議会（平成 18 年 9 月 16 日）
 - ・ 全体構想（案）の協議、了承
- 蒲生干潟自然再生全体構想 作成（平成 18 年 9 月）
- 第 7 回自然再生協議会（平成 19 年 2 月 17 日）
 - ・ 事業実施計画（案）の協議

^{がもう} 「蒲生干潟自然再生全体構想」の概要

自然再生の対象となる区域

国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区（48ha）及び、干潟北部に隣接する宮城県企業局所有のため池（4.4ha）、宮城県土木部が管理する緩衝緑地（5.4ha）である。これらの区域を一体的な機能としてとらえ、合計 58ha を自然再生の対象とする区域とする。

自然再生の目標

特徴的かつ生態系の上位である渡り鳥（シギ・チドリ類、コアジサシ、コクガン）にとって渡来の中継地である良好な湿地環境を保全し、これ以上の生態系の劣化を防止し、さらに現状の改善に資するよう干潟の適正な空間利用（持続可能な利用）を図り、環境保全活動・環境教育を通して生きた自然に接することができる場、多様な主体が交流する場、情報を共有する場を創出することとする。

- ・多様な生物を育む干潟の保全、復元
- ・湿地を維持する水循環の再生
- ・砂浜環境の保全・回復
- ・環境保全活動・環境教育の推進および各主体の交流する場の創出

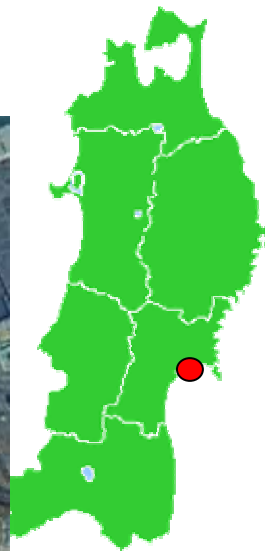
自然再生協議会の構成員

専門家 9、個人 2、団体 8、

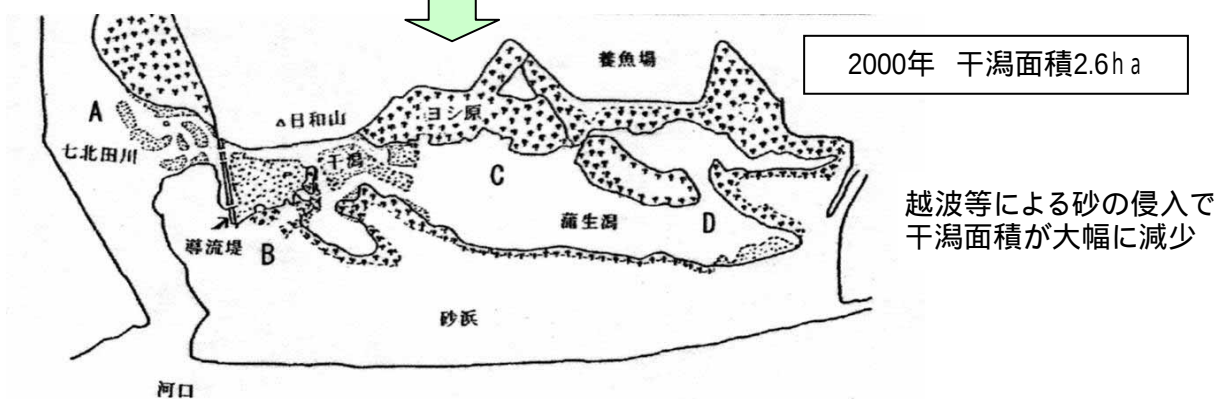
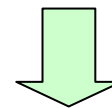
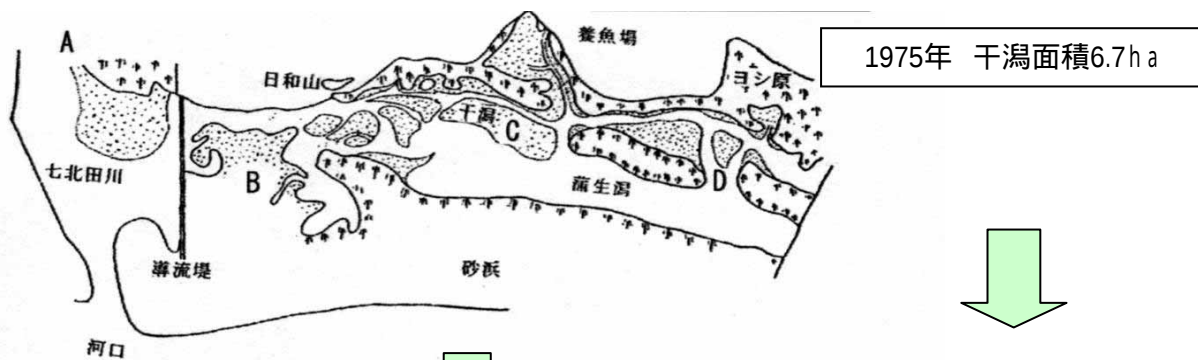
関係地方公共団体 4、関係行政機関 3

合計 26(個人・団体) 平成 19 年 3 月現在

がもう
蒲生干潟自然再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想案より）



導流堤の老朽化による
砂、海水の流入



葦筋の消失



シギ・チドリ類の個体数減少